

盲導犬 ハンドブック



●盲導犬使用者の受け入れについてのお願い	2	●スポーツ施設を利用するとき	16
●身体障害者補助犬法の概要	3	●動物園・水族館を利用するとき	17
●視覚障害者へのサポート	4	●映画館・劇場・コンサートホールを利用するとき	18
●盲導犬が待機する場所	6	●美容院・理容室を利用するとき	19
●病院を利用するとき	7	●公共交通機関を利用するとき	20
●デパート・スーパーなどに来店したとき	8	●タクシーを利用するとき	22
●レストラン・飲食店に来店したとき	10	●盲導犬事業に関する法律	24
●ホテル・旅館に宿泊するとき	12	●全国盲導犬施設連合会 加盟施設一覧	29
●温泉・銭湯を利用するとき	14	●都道府県・政令指定都市・中核市 身体障害者補助犬法 担当窓口一覧	30
●レジャー施設を利用するとき	15		



認定NPO法人
全国盲導犬施設連合会

全国盲導犬施設連合会

検索

平成27年3月 盲導犬ハンドブック

発行) 認定NPO法人 全国盲導犬施設連合会 〒162-0065 東京都新宿区住吉町5-1 吉村ビル2階
TEL:03-5367-9770 FAX:03-5367-9771 <http://www.gd-rengokai.jp>

盲導犬使用者の受け入れについてのお願い

盲導犬は街中を歩くときの障害物を回避し、また階段などの段差や交差点などの曲がり角を伝えることで、視覚障害者を安全に目的地まで誘導します。視覚障害者が感じる外出時の多くの不安を、盲導犬は解消してくれます。

2003年10月、身体障害者補助犬法が全面施行されたことにより、私たちが普段利用する施設や乗り物等に、盲導犬をはじめとする介助犬、聴導犬(身体障害者補助犬と総称。以下、補助犬)を同伴して利用することが法的にも認められましたが、盲導犬の同伴を断られてしまうケースは、残念ながら後を絶ちません。

視覚障害者にとって、せっかく念願の盲導犬を得て一緒に外出できるようになっても、出かけた先々で盲導犬の同伴を断られてしまうと、今度は盲導犬の存在が足かせとなり、自由に出歩いたり施設を利用することができません。

盲導犬と盲導犬を利用する視覚障害者は、国家公安委員会が指定する訓練施設で十分な訓練・指導を受けています。

さらに盲導犬使用者は、盲導犬と一緒に外出し、社会参加をする上で、常日頃から盲導犬の手入れや健康管理を怠らず、外出するときには排便処理用具を携行するなど、マナーにも注意を払っていますので、盲導犬と一緒にだからといって特別な施設や準備などは必要ありません。

ただ、やはり初めて盲導犬を受け入れるとなると、「どう接すればいいの?」「気を付ける点はなに?」と、戸惑われる方もいらっしゃるでしょう。

本ハンドブックでは、視覚障害者が様々な施設を盲導犬同伴で利用する際、病院やスーパー、レストランやホテル等、受け入れ側の施設の皆様がどのように受け入れれば良いか、その案内をまとめています。

ぜひ本ハンドブックを参考にさせていただきながら、普段のお客様へ接する時と同じように、盲導犬使用者も温かくお迎えいただけますよう、お願い申し上げます。

平成27年3月
認定NPO法人 全国盲導犬施設連合会

身体障害者補助犬法の概要

1. 身体障害者補助犬とは?

補助犬とは「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことで、それぞれ国が指定した法人から認定を受けている犬のことを指します。



盲導犬



介助犬



聴導犬

2. 法律の目的と内容

補助犬を育成・訓練する事業者と補助犬使用者の義務を定め、補助犬を使用する身体障害者が、利用する施設等に補助犬を同伴することができるようにするための法律です。

公共施設、公共交通機関、お店、宿泊施設、病院など、不特定かつ多数の人が利用する施設の管理者は、その施設を身体障害者が利用する場合、補助犬を同伴することを拒んではならないとされています。(身体障害者補助犬法 第7、8、9条)これらの施設の管理者は、法律の趣旨、内容を理解するとともに、受付の職員はもちろん、全ての職員に周知する必要があります。

補助犬OKの気持ちはステッカーで表示を

全国盲導犬施設連合会では、「補助犬同伴可ステッカー」を作成しています。このステッカーを店頭にご貼っていただくことにより、一般のお客様に補助犬に対する理解を深めてもらうとともに、各施設を補助犬使用者の方が安心してご利用できることを趣旨としております。

お問い合わせは全国盲導犬施設連合会にお電話(03-5367-9770)、もしくは当連合会ホームページをご覧ください。



〈補助犬同伴可ステッカー〉

視覚障害者へのサポート

視覚障害者の方のサポートといっても、難しく構えて考える必要はありません。

私たちが日常的に人と接する場合と同じように接してください。ただし視覚からの情報が得られないことに対する配慮はぜひお願いしたいことです。言葉によって周囲の状況を具体的に知らせてください。

盲導犬は、視覚障害者をカーナビゲーションのように道案内をしているわけではありません。使用者の指示で動くので、使用者が初めて行く場所、知らない道は、当然盲導犬にもわかりません。そのため盲導犬を連れていても道に迷うことがあります。

1. 視覚障害者への援助について

援助を申し出ていただく場合は、まず援助が必要かどうかをたずねてください。たずね方としては、「お手伝いしましょうか」、「どちらの方向に行きますか」、などのように声をかけてください。黙っていきなり視覚障害者の腕や白杖、盲導犬のハーネスをつかむことは絶対にしないでください。使用者の意向を尊重してください。また、「今は必要ありません」と断られた場合、それ以上は援助を申し出る必要はありません。

2. 説明と誘導について

視覚障害者に方角や場所をたずねられた場合は、「あっち」、「こっち」、「もう少し」という言葉ではなく、相手から見て「右、左、前、後、約〇〇メートル」、又は時計の文字盤にたとえて「何時の方向に」などと、具体的に説明してください。視覚障害者を誘導した場合は、別れる際に現在の位置と方向をはっきりと伝え、「それではさようなら」と、あなたが離れることを声かけした上で離れてください。



3. 手引きで誘導するときの基本姿勢と誘導のしかた

① 誘導者は、使用者が白杖または盲導犬のハーネス(胴輪)を持っていない側の斜め半歩前に立ち、使用者には後ろから誘導者のひじや肩を軽くつかんでもらってください。

② 狭い場所や人混みの中を通る場合はその旨を伝え、誘導している腕を背中に回し、視覚障害者に自分の一歩後ろに入ってもらい、前後に重なる形をとってください。

③ 道路を横断する場合は、たとえ信号が青でも一旦停止し、声を出してその旨を伝えてください。段差や階段がある場合も一旦停止して「上り(下り)の段差があります」「階段です。上がります」と状況を伝えてください。

④ 乗り物を利用する際には手すりや座席の位置を、トイレに案内するときにはトイレトペーパーやレバー、洗面所の位置など必要となる部分を、また、ドアを通過する時や車に乗車する際には、視覚障害者がぶつかりそうな場所を直接手で触れることによって確認してもらってください。

※乗り物の案内はP20～23、トイレでの案内はP11をご参考にしてください。



基本姿勢

狭い場所での誘導



盲導犬と出会ったら…

1. 仕事中の盲導犬に声をかけたり、触ったりしないでください
2. 触らなくても、犬の目をじっと見つめるのもやめましょう
3. 盲導犬におやつなどの食べ物を与えないでください
4. 困っている様子を見かけたら、盲導犬ではなく、使用者へ「何かお困りですか?」と声をかけてください



盲導犬が待機する場所

■使用者から離れた場所に盲導犬を待機させる必要がある場合■

盲導犬は、その役割からもできるだけ使用者のすぐ側で待機させることが望ましいです。しかし、使用者の希望がある場合や、病院の処置室、入浴施設などでは、使用者から離れた場所で待機することが望ましいと考えられる場合もあります。

1. 盲導犬の待機場所は、使用者の意向を尊重してください。
2. 使用者から離れた場所で盲導犬を待機させる場合には、待機する場所の位置やその様子を、使用者に詳しくご説明ください。

使用者から離れて盲導犬が待機するときの望ましい場所

例・・・事務所の机の横、受付カウンターの下、職員控え室、利用していない空室など。

- ① 施設の建物内で、季節に関係なく室温、湿度など、人も快適に過ごせるような場所。
- ② 不特定多数の人が犬に触れることのない場所(トラブルを未然に防ぎます)。
- ③ リード(引き綱)で係留ができる場所。ケージ(室内用犬舎)やサークルがあればなお良いでしょう。
- ④ 床の素材がフローリングやコンクリートなどで季節によっては冷えるような場所では、敷物などをご用意いただけると助かりますが、基本的には使用者が持参しています。

盲導犬の世話

盲導犬のための特別な施設・設備は必要ありません。盲導犬の食事や世話は使用者自身が行います。盲導犬の適切な管理責任はその使用者にあります。(身体障害者補助犬法 第13、第22条)

※預かり中の盲導犬への対応については
次のことをスタッフの皆さんへ徹底してください。

- ① 犬には構わないで好意的に無視してください。
- ② 食べ物は与えないでください。



病院を利用するとき

■病院スタッフの皆さまへ■

近年、糖尿病の合併症により失明される方が増えています。なかには盲導犬を使用して治療のため、定期的に通院される視覚障害者もいます。盲導犬の果たす役割についてご理解いただき、受け入れにご協力をお願いいたします。

1. 盲導犬と共に院内の通路を通行したり、待合室へ立ち入ることについてご理解ください。
2. 使用者が複数の診療を受ける場合には、スタッフでリレーして手引きをすることもできるでしょう。
3. 使用者は、盲導犬の抜け毛が散らないようコートを着せるなど、利用上のマナーも心得ています。しかし、特別な消毒が必要なエリアで入室が無理な場合には使用者にご説明ください。
4. もし、他の患者さんから苦情がでたら、盲導犬も視覚障害者も国家公安委員会が指定する訓練施設で十分な訓練や衛生面の指導を受けていることをご説明ください。また、ポスター掲示などにより、日ごろから盲導犬の受け入れについて周知していただくと助かります。



厚生労働省より医療機関向けマニュアルも発行されています。
詳しくは下記URLをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/a08.html>

デパート・スーパーなどに 来店したとき

■デパート・スーパーなどのスタッフの皆さまへ■

盲導犬は、商品を選ぶなど買い物をするために特別な役割を果たしている訳ではありません。目の見える人が買い物をする場合、商品を選ぶにあたっては、目から入る情報で決定することがほとんどです。視覚障害者が適切な商品を選ぶためには、目の見える人の手伝いが必要ですのでご協力をお願いします。

1. 大切なことは、あなたが視覚障害者の目の代わりになるということです。
2. お客様が買い物について、どういうことを要求しているか確認してください。

- 用途、サイズ、色、素材、容量、予算などをたずねます。希望に合う商品を何点か紹介し、手で触れられることができる商品は、風合い、形状、大きさなどを確認してもらってください。
- 商品について、できるだけ詳しく、客観的に説明してください。
- ラッピングせずに販売されているパンや惣菜が陳列されている場所では、盲導犬使用者にその旨お知らせください。
- 「よりよい品をより安く」とは、誰もが考えることです。ですから、価格や類似商品についてだけではなく、特売品、新商品、人気商品などの情報もできるだけキチンと説明してください。
- 食品については必ず賞味期限を知らせてください。
- お客様ひとりひとり、それぞれ思うことは違います。その他の点については、相手の希望を聴きながら、臨機応変に対応してください。

3. 商品は必ず手渡し、本人に買い物かごに入れてもらってください。

4. 金銭の受け渡しの際には、必ず声を出してお金の種類と金額を確認してください。



8

5. 買い物が終わったら、必ず視覚障害者が、自分のいる位置がわかる場所まで手引きしてください。また別れるときは、店のどの出口にいて、どちら向きで立っているか、といったことも説明してください。

6. 盲導犬使用者の誘導について

- ① 盲導犬使用者に「お手伝いしましょうか」などと声をかけていただいて誘導の必要があるかどうかを確認してください。
- ② 誘導を依頼された場合には、ハーネスを持つ手の反対側の半歩前に立ち、誘導者のひじを軽くつかんでもらい（使用者の背が高い場合は肩に軽く手をかけてもらう）歩いてください。
- ③ 誘導する場合、決して使用者を抱えたり、後ろから押したり、また衣服、腕、白杖、ハーネスをつかんだりしないでください。
- ④ 誘導者は、使用者にとって適切な速度で歩いてください。この速さでよいかと、たずねていただくのも良いでしょう。
- ⑤ 誘導者は、適切な時点で周りの状況についての説明や注意をしてください。
- ⑥ 誘導する場合、これから歩こうとする状況について、事前に説明してください。この際は決して「あちら」「こちら」という言葉を使用せず、「〇〇メートル先を右(左)に曲がります」など、より具体的に説明してください。



9

レストラン・飲食店に来店したとき

■レストラン・飲食店のスタッフの皆さまへ■

「おいしいと評判の料理を食べたい」、「おなかが空いたので食事がしたい」、「コーヒーを飲んで一服したい」などということは誰もが思うことです。盲導犬使用者も同じです。盲導犬を伴う、伴わないに関わらず、すべてのお客様がお店で楽しいひと時が過ごせるようにご配慮ください。

1. お店に入ってきたとき

- 「いらっしゃいませ。ご案内しますのでお待ちください」など、まず声をかけてください。
- 視覚障害者が単独で空席を探すことは困難ですので、座席まで誘導してください。

2. 座席への誘導

- 背もたれのあるイスの場合は、視覚障害者の手を背もたれに誘導します。背もたれのないイスの場合は、イスに軽く触れるまで近づき、イスの位置を確認してもらいます。いずれの場合も座る前にイスの位置・高さを手で触れることによって確認してもらってください。
- 確認した後、視覚障害者は自ら着席します。
肩を押すなどして、無理に座らせようとするのはやめてください。
- イスまで誘導したとき、あわせてテーブルの位置も説明してください。
テーブルに手を誘導してもいいでしょう。

3. 盲導犬を待機させる場所について

盲導犬使用者は、イスやテーブルの下に盲導犬を入れて伏せさせます。しかし、もし使用者が通路などで不都合な場所に盲導犬を伏せさせている場合は、そのことを使用者に説明し、適当な場所に移動してもらうようにしてください。



4. 注文を受けるときに

メニューを読み上げてください。このとき、値段も忘れずに読み上げるようにお願いします。点字メニューを備えてあれば、その旨を伝え、必要かどうかを確認してください。

5. 配膳について

- 水の入ったコップやおしぼりなど、テーブルのどこに置いたか、簡単でいいですから一言説明してから置くようにしてください。
- ホットコーヒー、お味噌汁など、温度の高いものを置くときは、「右手のそばに置きました」等、丁寧に説明してください。
- 配膳の都合上、コップなどの位置を動かすときには、必ず動かしたことを伝え、その位置を説明してください。
- テーブルの上に、料理を置くときも同様です。
簡単に位置を説明してください。
例えば…あなたの前・右手前・左手前、あるいは時計の文字盤にたとえて料理の位置（三時の方向など）を説明します。
- コーヒーにミルクや砂糖を入れること、料理を食べやすい大きさに切ること、ナイフやフォークではなくお箸を用意することなどは必ずしも必要なサービスではありませんが、希望する視覚障害者もいますので声をかけて意向を確かめてください。



6. トイレの案内 *トイレの内部の状況をよく説明してください。

- ①トイレまで誘導する。
 - ②トイレ内の設備(便器の形式・向き、トイレットペーパーや水洗のノブの位置など)については詳しく説明してください。
ノブやトイレットペーパーなどは実際に視覚障害者の手を導いてください。
 - ③誘導者はトイレの外で待ち、用が終わる頃に迎えに行き、手洗い場に誘導してください。
- 相手が異性の場合は、同性の人に援助を頼んでください。
 - 盲導犬の待機の仕方については、使用者にたずねてください。



ホテル・旅館などに宿泊するとき

■ホテル・旅館などの宿泊施設のスタッフの皆さまへ■

仕事で、あるいはプライベートにホテルや旅館などを利用する場合、視覚障害の有無に関わらず、自分の好みや利便性に合った宿泊施設を選び、そこに泊まりたいと考えるのはごく自然なことです。お客様に選ばれた施設として、過剰なサービスではなく視覚障害者に配慮したサービスを提供して下さるようお願いいたします。

1. フロントでの対応

- 視覚障害者に話しかけるとき、あなたがホテル・旅館のスタッフであることを知らせ、名前を教えてください。
- 宿泊料金などについては、きちんと説明してください。
点字の料金表を必要とされる方もいらっしゃいますので、用意してあれば、より安心です。
- 部屋については、特別な配慮は必要ありませんが、人によってエレベーターから簡単に行ける部屋がいい場合もあります。部屋の位置が選べる状況であれば、直接本人に確かめてください。
- 部屋とフロント、エレベーター、非常口などの位置関係については、手引きして説明してください。そのとき、目印になるものがあれば教えてください。
- 可能であれば、利用する部屋と他の部屋と区別できるように、ドアのノブ付近に手触りの違うシールなどを貼っていただいたり、カード式キーの場合は、テレホンカードのように切り込みを入れていただくと助かります。

2. エレベーターの利用について

- エレベーターの乗り場が複数ある場合は、フロントや部屋との位置関係から最も便利と思われるエレベーターを利用し、またその場所を手引きして教えてください。
- エレベーターがセルフサービスであれば、必ずそのことを視覚障害者に伝えてください。そして、エレベーターの中、フロント、ロビー、部屋、レストランなどのある階のボタン位置を説明してください。本人が手引きを希望した場合は、同伴していただくようお願いいたします。

3. 部屋の案内について

- ベッド、イス、テレビ、冷蔵庫など室内の設備については、実際にある場所まで手引きで案内し、手で触れることによって、その位置を確認してもらってください。
 - 室温調整・・・電源のスイッチ、現在の室温を伝えてください。
 - 浴槽・トイレの使用方法を十分に説明してください。
 - 窓のカーテンは閉めて下さい。
- ① 電話の位置とフロントの電話番号はしっかりと伝え、確認してもらいます。外線をかけるときやその他のサービスを申し込むときの電話番号についても説明してください。
 - ② 部屋から一番近い非常口の位置を、部屋から非常口まで手引きで案内してください。
 - ③ 最後に部屋を出る前に、カギを手渡し、もう一度部屋の番号を確認し、その他何か質問がないか、たずねるようにしてください。＊万一、お客様が部屋番号を忘れた場合、ご案内が困難になってしまいます。



4. 盲導犬への対応

- 盲導犬使用者は、盲導犬に対して責任を持って管理しています。ですから、盲導犬を待機させるための特別の設備・場所を準備する必要はありません。室内で使用者が適当と思うところに敷物(使用者が特参)を敷き、盲導犬にそこにいるように指示します。

盲導犬は指示された敷物の上で休みます。

- 洋室の場合……部屋の隅など
- 和室の場合……部屋の上がり口のところ

- 盲導犬の食餌、排便の世話も使用者自身が行います。排泄については、使用者から申し出があった場合は、排泄場所(できれば上のところ)まで誘導してください。



温泉・銭湯を利用するとき

■温泉・銭湯などの施設のスタッフの皆さまへ■

大きなお風呂にゆったり、ゆっくりつかり、日ごろの疲れを癒したいと思うのは、日本人なら誰もが思うことです。盲導犬を伴う、伴わないに関わらず、すべてのお客様がゆっくりとくつろげるようにご配慮ください。(P6をご参考にしてください)

1. 大浴場(脱衣場を含む)へは盲導犬をどこまで同伴できるのか施設側の方針を使用者へ伝えてください。
2. 宿泊施設にある大浴場を利用する場合は、盲導犬を客室で待たせてもらうように盲導犬使用者に伝えましょう。
3. 銭湯や日帰り入浴施設も同様です。

銭湯や日帰り入浴施設を利用する場合、同伴者がいる時には同伴者に預かってもらい、同伴者がいない時や同伴者も一緒に入浴される際には、施設側の事務所などで盲導犬の預かりをお願いします。



レジャー施設を利用するとき

■レジャー施設のスタッフの皆さまへ■

色々と話題にのぼるレジャー施設、アミューズメント施設。そのような施設で楽しいひと時を過ごしたいと思うのは誰も皆同じです。お子様連れであればなおさらです。盲導犬を伴う、伴わないに関わらず、すべてのお客様が楽しく、安全に過ごせるようにご配慮ください。(P6をご参考にしてください)

1. はじめに

- 広い敷地内で盲導犬使用者が迷わないように、盲導犬の排泄場所や障害者用トイレの場所などの情報は、あらかじめ詳しく説明してください。施設内の案内を依頼された場合は案内が可能な否か、施設側の意向をご説明してください。
- 乗車規定があつて盲導犬を同伴できない乗り物、着ぐるみのいる場所、暗闇、ライト、音響、花火、揺れ、振動など、盲導犬にとって大きな刺激となるアトラクションなどの情報は事前にお伝えください。



2. 使用者が乗り物に乗っているとき

- 乗車規定のあるアトラクションは、規定が満たない方と同様、安全運行上、盲導犬は同伴できない旨を使用者に説明してください。
- 盲導犬と離れる時はどうするのか、使用者の意向をたずねてください。

スポーツ施設を利用するとき

■スポーツ施設のスタッフの皆さまへ■

現代の日本人にとって運動不足は深刻な悩みです。その悩みを解消し、安心して安全にスポーツを行い、さわやかな汗を流し、健康を維持することは、盲導犬を伴う、伴わないに関わらず視覚障害者にとっても、我々にとってもスポーツ施設を利用する大きな理由です。スポーツ施設を利用するすべての人が、楽しく汗を流せる時間となるようご配慮ください。(P6をご参考にしてください)

1. 盲導犬使用者がスポーツをする場合

盲導犬と一緒にスポーツはできないので待たせる場所が必要になります。盲導犬をどうするのかは使用者にたずね、施設側の意向も伝えてください。

2. 施設に待たせる場所があればご案内ください。

- ボールなどが飛んでくる危険がなく、不特定多数の人の目に触れることの少ない場所をご用意ください。
- 待たせる場所は、使用者あるいは訓練施設にご相談ください。



動物園・水族館を利用するとき

■動物園・水族館のスタッフの皆さまへ■

日ごろ出会えない様々な動物、鳥や魚たちと出会える動物園や水族館は、子供はもちろんのこと大人にとっても楽しいところです。視覚障害者にとっても、動物のにおいや声、羽音、音声解説などは、それらの動物たちをより身近に感じられるものです。お子様連れであればなおのことです。盲導犬を伴う、伴わないに関わらず、すべてのお客様が楽しく、安全に過ごせるようにご配慮ください。(P6をご参考にしてください)

1. はじめに

- レジャー施設と同様、施設が広い場合は、入園時に盲導犬の排泄場所や障害者用トイレの場所などの情報は、詳しく説明してください。
- 施設内の案内を依頼された場合は案内が可能か否か、施設側の意向をご説明ください。
- 展示動物が盲導犬の存在をきっかけに興奮することがあるかもしれないことを盲導犬使用者に事前にお知らせください。

2. 園(館)内を散策中に

- もし展示動物が興奮するようなことがあれば、使用者に盲導犬を遠ざけるように伝えて誘導してください。
- 盲導犬使用者が展示動物の興奮や異常な反応に気づいてないとき、状況を説明して盲導犬を遠ざけるように誘導してください。



3. ふれあい動物園では

- ふれあい動物園では、盲導犬と展示動物が直接接触することになり、感染管理上の配慮が必要になります。動物園側として、「犬と展示動物の直接の接触を避ける」のか「使用者の判断で直接接触することもかまわない」のかということを決めておく必要があります。
- 感染管理上、犬との直接接触は避けたい、という場合は使用者だけが展示動物とふれあうことになり、盲導犬は別の場所で待たせることになります。その際には盲導犬と離れる時はどうするのか、使用者の意向をたずねてください。

映画館・劇場・コンサートホールを利用するとき

■映画館・劇場・コンサートホールなどの施設のスタッフの皆さまへ■

臨場感あふれる音響、迫真の演技、生の演奏や歌声に優るものではありません。視覚障害者にとってもそれは同じです。盲導犬を伴う、伴わないに関わらず、すべてのお客様が歌や踊り、作品を堪能できるようご配慮ください。(P6をご参考にしてください)

1. 入場の際には

- 基本的に開演前に盲導犬の排泄はすませている場合がほとんどですが、上映(上演)時間が長い場合には、入場時に盲導犬の排泄場所や障害者用トイレについて説明してください。
- 座席まで誘導をお願いします。



2. 鑑賞中は

- 盲導犬は鑑賞中、使用者の足元(座席が狭い場合は通路横)でおとなしく伏せていますので、特別な配慮は必要ありません。

3. 退場の際には

- 安全に配慮しながら出口まで誘導をお願いします。



美容院・理容室を利用するとき

■美容院・理容室のスタッフの皆さまへ■

髪の毛の身だしなみはエチケットです。また、流行の髪型にしたいときや、気分転換をしたいときなど、美容師さんや理容師さんのテクニックはなくてはならないものです。盲導犬を伴う、伴わないに関わらず、すべてのお客様が満足のいくひと時を過ごせるようにご配慮ください。(P6をご参考にしてください)

盲導犬はその役割から、常に使用者のごく側にいることが望ましいと思われま

す。しかし、盲導犬が使用者の足下で待機しては、髪をカットするときや、洗髪するなどの作業に差し障りがあると思われま

す。また、カットされた髪の毛が落ち、盲導犬の手入れも大変になります。そのような場合には使用者の意向を確認して、少し離れた場所で待機させることが望ましいでしょう。



公共交通機関を利用するとき

盲導犬使用者は電車やバスなどの公共交通機関およびそれらの関連施設についても盲導犬を伴って利用できることが身体障害者補助犬法により定められています(身体障害者補助犬法第8条)。

盲導犬使用者が安全に、そしてスムーズに利用できるようご協力をお願いいたします。

もし不明な点があれば、遠慮なく盲導犬使用者にたずねてください。

1. 鉄道

- 1 盲導犬使用者はベンチ型座席に着席する場合、盲導犬が他のお客様の妨げにならないよう足もとに引き寄せて伏せさせます。
- 2 ボックス型座席の場合も同様にしますが、足もとに伏せさせることができないときには通路に伏せさせることがあります。
- 3 ホーム上は、盲導犬使用者に限らず視覚障害者にとって最も危険な場所の一つです。手引きなどの依頼があった場合にはご協力をよろしくをお願いいたします。



2. バス

- 1 盲導犬使用者が一人掛け座席に着席する場合、他のお客様の妨げにならないよう盲導犬を座席間のスペースに呼び込みそこに座らせます。余地がない場合は、盲導犬を座席に引き寄せて通路に伏せさせることもあります。
- 2 二人掛けの座席の場合には、隣の席を利用する方の妨げにならないよう盲導犬を座席の下に潜り込ませます。それができない場合には、通路に伏せさせることもあります。
- 3 ベンチ型座席の場合は、足もとに引き寄せ伏せさせます。
- 4 盲導犬使用者に限らず視覚障害者が乗車してきたら、あらかじめ降車口や降車ボタンの位置などをお教え下さい。
- 5 下車する際にはステップ付近の道路や歩道の状況を手軽に知らせていただければ、視覚障害者はたいへん助かります。



3. 航空機(関連施設:空港ターミナルビル)

最近、盲導犬使用者が飛行機を利用して国内のみならず海外旅行をすることが多くなってきました。

盲導犬使用者の座席は足もとに盲導犬を伏せさせることができるスペースがある場所を確保していただくと助かります。飛行時間が長時間になる場合、盲導犬使用者は餌や水の量を加減し、与える時間を見計らって盲導犬の排泄の調整を事前に行っています。また、盲導犬はベルト(袋)で排便するようしつけられており、排泄の処理も行っているため、床などを汚すことはありません。犬が苦手な方が盲導犬使用者の隣の席に割り当てられた場合には、他のお客様のご理解とご協力なども得て、座席の変更をご検討ください。



4. 旅客船

盲導犬使用者が利用する船室のタイプにより、盲導犬の取り扱い方は変わります。船室を利用するときは、ホテル・旅館を利用するときと同じように、使用者が適当と思うところに盲導犬を休ませます。船室のベッドや大部屋の寝台には盲導犬は上がりません。盲導犬使用者は他の利用客の妨げにならないよう、状況に応じて対応することができますので、適切な誘導をお願いいたします。



タクシーを利用するとき

■タクシー乗務員の皆さまへ■

タクシーは視覚障害者にとって便利な移動手段です。盲導犬を使用する視覚障害者にとってもそれは同じです。盲導犬が視覚障害者の安全歩行のために重要な役割を果たしていることをご理解いただき、円滑なタクシー利用ができるようご協力をお願いいたします。

1. タクシーを利用する盲導犬使用者の誘導について

- ① 手引きにより視覚障害者をタクシーまで誘導した場合は、ドアの前まで来てから視覚障害者の空いている方の手を、車体の屋根に軽く触れさせてください。そうすれば視覚障害者は、乗り込むときに頭をぶつけずにすみます。
- ② 使用者は、盲導犬を待たせ、自分が先に乗り込みます。
- ③ 使用者は、座席に座ってから、盲導犬を呼び込みます。
- ④ 使用者は、盲導犬を自分の足もとに伏せさせます。
- ⑤ 使用者は、車内での盲導犬の取り扱いについて指導を受けています。また、盲導犬も車には乗り慣れています。
- ⑥ ドアを閉めるときには、盲導犬の尻尾をはさまないように、盲導犬使用者に閉めてよいかどうかを確認してください。



- ⑦ 使用者も毛が散らないよう盲導犬にコートを着せたり、シートに付着した抜け毛を取るために粘着テープを用意するなど、盲導犬使用上のマナーを心がけています。
- ⑧ 降りる場所に、ガードレールや段差があるなどして危険が予想される場合には、手引きにより安全な場所まで誘導していただくと助かります。
- ⑨ 乗務員の方が犬恐怖症や毛アレルギーの場合には、その理由を使用者に話して、別のタクシーを利用してもらうようにしてください。その場合、別のタクシーに依頼していただくと助かります。

2. 通常の場合、盲導犬が座席に乗ったり、車内を汚すことはありません。

- もし盲導犬がひどく汚れていて車内を汚すおそれがあると
思われる場合には、使用者にその旨を伝え、乗車を断っていただいて構いません。
- その時、盲導犬のどの部分がどう汚れているかを説明してください。

3. もし、車内で盲導犬が何か困ることをしたら、そのことを使用者に伝え適切な処置をしてもらうようにしてください。



盲導犬事業に関する法律

○道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

(目が見えない者、幼児、高齢者等の保護)

第十四条 目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。)は、道路を通行する時は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。

2 目が見えない者以外の者(耳が聞こえない者及び政令で定める程度の障害のある者を除く。)は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。

(運転者の遵守事項)

第七十一条二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

○道路交通法施行令(昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号)

(目が見えない者等の保護)

第八条2 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練を受けたと認められた犬で、内閣府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。

3 前項の指定の手續その他の同項の指定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

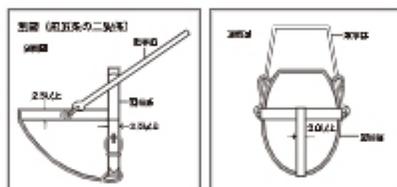
○道路交通法施行規則(昭和三十五年十二月三日総理府令第六十号)

(盲導犬の用具)

第五条の二 令第八条第二項の内閣府令で定める用具は、白又は黄色の別図の形状のものとする。(本案追加・昭和53総府令37)

別図 (第五条の二関係)

- 備考 1 取手部については、目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。)が把持する部分(盲導犬の使用時において、当該者が確実に把持することができ、かつ、取手部から容易に外れない構造のものに限る。)を更に別に取り付けすることができる。
- 2 脚輪部のうち盲導犬の両前肢の間を通す部分については、備えないことができる。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



○社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業

○身体障害者福祉法(昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号)

第二十条 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があったときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬(身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。)、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

(盲導犬訓練施設)

第三十三条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする

○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則(平成四年九月十六日 国家公安委員会規則第十七号)

(指定の基準等)

第一条 道路交通法施行令第八条第二項の規定による指定(以下「指定」という。)は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

- 1 盲導犬として必要な訓練をする業務又は盲導犬として必要な訓練を受けていることを認定する業務(以下「盲導犬訓練業務等」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。
- 2 盲導犬訓練業務等を行うための施設が次のいずれにも該当するものであること。

- イ 盲導犬訓練業務等を行う者(以下「訓練士等」という。)として盲導犬訓練業務等を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者が雇われていること。

- ロ 盲導犬訓練業務等を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有すること。

- 三 盲導犬訓練業務等を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有すること。

- 四 盲導犬訓練業務等以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより盲導犬訓練業務等が不公正になるおそれがないこと。

(指定の申請)

第二条 指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名

- 二 事務所の名称及び所在地

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款

- 二 登記事項証明書

- 三 役員 の氏名、住所及び略歴を記載した書面

- 四 盲導犬訓練業務等の実施の基本的な計画を記載した書面

- 五 訓練士等の氏名、住所並びに盲導犬訓練業務等に関する資格及び略歴を記載した書面

- 六 盲導犬訓練業務等を行うための施設の名称、所在地及び設備の概要を記載した書面並びに当該施設の見取図

- 七 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の公示)

第三条 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(名称等の変更)

第四条 指定法人は、前条の規定による公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

- 2 国家公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 指定法人は、第二条第二項に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(国家公安委員会への報告等)

第五条 指定法人は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

- 3 国家公安委員会は、指定法人の盲導犬訓練業務等に係る事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第六条 国家公安委員会は、指定法人の役員又は訓練士等が盲導犬訓練業務等に関し不正な行為をしたときは、当該指定法人に対し、当該役員又は訓練士等の解任を勧告することができる。

(改善の勧告)

第七条 国家公安委員会は、指定法人の財産の状況又はその盲導犬訓練業務等に係る事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

(指定の取消し等)

第八条 国家公安委員会は、指定法人が、この規則の規定に違反したとき、又は前二条の規定による勧告があったにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。第九条(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成四年十一月一日から施行する。(現に存する指定法人に関する特例)

- 2 この規則の施行の際現に存する指定法人は、平成五年四月一日までに、第二条第一項に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項に掲げる書類を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 3 国家公安委員会は、前項の規定による提出があったときは、当該指定法人の名称、住所及び事務所の所在地並びに指定を受けた年月日を公示するものとする。

- 4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に存する指定法人に対するこの規則の適用については、第四条第一項中「前条の規定による公示に係る事項」とあるのは「附則第三項の規定による公示に係る事項(指定を受けた年月日を除く。)」と、同条第三項中「第二条第二項に掲げる書類」とあるのは「附則第二項の規定により提出された第二条第二項に掲げる書類」と、第五条第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成五年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成五年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

○身体障害者補助犬法(平成十四年五月二十九日法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

- 2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

- 3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

- 4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じて音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

盲導犬事業に関する法律

第二章 身体障害者補助犬の訓練

(訓練事業者の義務)

第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業(同法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。))その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。))は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合」とあるのは、「身体障害者補助犬の使用により国等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第四号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。))は、その管理する旅客施設(同条第五号に規定する旅客施設をいう。以下同じ。))及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等(車両、自動車、船舶及び航空機をいう。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第十条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十三条第一項の規定により算定した同項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の同項の事業主が雇用する同項の労働者の数のうち最小の数を勘案して政令で定める数以上の同項の労働者を雇用している事業主(国等を除く。))並びに当該事業主が同法第四十四条第一項の親事業主である場合の同項の子会社及び当該事業主が同法第四十五条第一項に規定する親事業主である場合の同項の関係会社(以下「障害者雇用事業主」という。))は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により当該障害者雇用事業主の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 障害者雇用事業主以外の事業主(国等を除く。))は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一条 住宅を管理する者(国等を除く。))は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十二条 この章に規定する施設等(住宅を除く。))の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

(表示の別紙)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。))の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬(当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。)であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 雑則

(苦情の申出等)

第二十五条 身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者(事業所又は事務所にあつては当該事業所又は事務所の事業主とし、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては当該公共交通事業者等とする。以下同じ。))は、当該施設等の所在地(公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては、当該公共交通事業者等の営業所の所在地)を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の苦情の申出があったときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の苦情の申出を受けた場合において当該苦情を適切に処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その他の協力を求めることができる。

(大都市等の特例)

第二十六条 前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。))の長が行う。この場合においては、前条の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

盲導犬事業に関する法律

全国盲導犬施設連合会 加盟施設一覧

第八章 罰則

第二十七条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項」とする。

第三条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二章第三項中「政令で定める盲導犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第四条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であつて第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第六条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第七条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○身体障害者補助犬法施行規則(平成十四年九月三十日厚生労働省令第二百二十七号)

(身体障害者補助犬の表示)

第四条 法第十二条第一項の規定による表示は、様式第一号により身体障害者補助犬の胴体に見やすいように行わなければならない。

(法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類)

第五条 法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する次に掲げる事項を記載した書類(以下「身体障害者補助犬健康管理記録」という。)及び第九条第五項の規定により交付された身体障害者補助犬認定証その他身体障害者補助犬であることを証明する書類とする。

- 一 身体障害者補助犬の予防接種及び検診の実施に関する記録(予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならない。)
- 二 前号に掲げるもののほか、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録

○障害者基本法(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 四 地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。(次条から附則第六条は略)

施設名	所在地・連絡先
公益財団法人 北海道盲導犬協会	〒005-0030 北海道札幌市南区南30条西8-1-1 TEL:011-582-8222 FAX:011-582-7715 http://www.h-guidedog.org/
公益財団法人 東日本盲導犬協会	〒321-0342 栃木県宇都宮市福岡町1285番地 TEL:028-652-3883 FAX:028-652-1417 http://www.guide-dog.jp
公益財団法人 日本盲導犬協会	東京本部 〒150-0045 東京都渋谷区神泉町21-3-3F TEL:03-5452-1266 FAX:03-5452-1267 http://www.moudouken.net
	日本盲導犬総合センター 〒418-0102 静岡県富士宮市人穴381 TEL:0544-29-1010 FAX:0544-54-3030
	神奈川訓練センター 〒223-0056 神奈川県横浜市港北区新吉田町6001-9 TEL:045-590-1595 FAX:045-590-1599
	仙台訓練センター 〒982-0263 宮城県仙台市青葉区茂庭字松倉12-2 TEL:022-226-3910 FAX:022-226-3990
島根あさひ訓練センター 〒697-0426 島根県浜田市旭町丸原155-15 TEL:0855-45-8311 FAX:0855-45-1139	
社会福祉法人 中部盲導犬協会	〒455-0066 愛知県名古屋港区寛政町3-41-1 TEL:052-661-3111 FAX:052-661-3112 http://www.chubu-moudouken.jp
公益財団法人 関西盲導犬協会	〒621-0027 京都府亀岡市曾我部町犬飼末ヶ谷18-2 TEL:0771-24-0323 FAX:0771-25-1054 http://www.kansai-guidedog.jp/
社会福祉法人 日本ライトハウス	法人本部 〒538-0042 大阪府大阪市鶴見区今津中2-4-37 TEL:06-6961-5521 FAX:06-6968-2059 http://www.lighthouse.or.jp
盲導犬訓練所 〒585-0055 大阪府南河内郡千早赤阪村東阪1202 TEL:0721-72-0914 FAX:0721-72-0916	
社会福祉法人 兵庫盲導犬協会	〒651-2212 兵庫県神戸市西区押部谷町押部24 TEL:078-995-3481 FAX:078-995-3483 http://www.moudouken.org/
公益財団法人 九州盲導犬協会	〒819-1122 福岡県糸島市東702-1 TEL:092-324-3169 FAX:092-324-3386 http://www.fgda.or.jp/

認定NPO法人
全国盲導犬施設連合会

〒162-0065 東京都新宿区住吉町5-1 吉村ビル2階
TEL:03-5367-9770 FAX:03-5367-9771 <http://www.gd-rengokai.jp>

都道府県・政令指定都市・中核市 身体障害者補助犬法担当窓口一覧

都道府県	担当課名	担当係名	電話
北海道	障がい者保健福祉課	地域支援グループ	011-204-5278
青森県	障害福祉課	社会参加推進グループ	017-734-9309
岩手県	障害保健福祉課	障害福祉担当	019-629-5447
宮城県	障害福祉課	社会参加促進班	022-211-2541
秋田県	障害福祉課	地域生活支援班	018-860-1332
山形県	障がい福祉課	地域生活支援担当	023-630-3303
福島県	障がい福祉課	企画担当	024-521-7170
茨城県	健康福祉部障害福祉課	身体障害福祉担当	029-301-3363
栃木県	障害福祉課	社会参加促進担当	028-623-3053
群馬県	健康福祉部障害政策課	地域生活支援係	027-226-2638
埼玉県	障害者福祉推進課	社会参加推進担当	048-830-3309
千葉県	健康福祉部障害福祉課	障害保健福祉推進班	043-223-2307
東京都	福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課	社会参加推進係	03-5320-4147
神奈川県	障害福祉課	社会参加推進グループ	045-210-1111(内線4711)
新潟県	障害福祉課	地域生活支援係	025-280-5212
富山県	障害福祉課	地域生活支援係	076-444-3213
石川県	障害保健福祉課	身体・企画グループ	076-225-1426
福井県	障害福祉課	社会参加支援グループ	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部障害福祉課	地域生活支援担当	055-223-1461
長野県	障がい者支援課	在宅支援係	026-235-7104
岐阜県	障害福祉課	社会参加推進係	058-272-1111(内線2608)
静岡県	障害福祉課	身体障害福祉班	054-221-3319(直通)
愛知県	障害福祉課	事業所・地域生活支援グループ	052-954-6317
三重県	障害福祉室	企画・社会参加グループ	059-224-2274
滋賀県	障害福祉課	社会活動担当	077-528-3542
京都府	障害者支援課	社会参加担当	075-414-4603
大阪府	障がい福祉室 自立支援課	社会参加支援グループ	06-6941-0351(内線2460)
兵庫県	障害者支援課	社会参加支援班	078-341-7711(内線2832)
奈良県	障害福祉課	社会参加促進係	0742-27-8514
和歌山県	障害福祉課	在宅福祉班	073-441-2533
鳥取県	障がい福祉課	自立支援室	0857-26-7866
島根県	障がい福祉課	療育支援グループ	0852-22-5111(内線6527)
岡山県	障害福祉課	福祉推進班	086-226-7362
広島県	障害者支援課	地域生活・発達障害グループ	082-513-3155
山口県	健康福祉部 障害者支援課	社会参加推進班	083-933-2765
徳島県	障がい福祉課	企画・社会参加担当	088-621-2248
香川県	障害福祉課	地域生活支援グループ	087-832-3292
愛媛県	障害福祉課	在宅福祉係	089-912-2423
高知県	障害保健福祉課	地域生活支援担当	088-823-9634
福岡県	障害者福祉課	社会参加係	092-643-3264
佐賀県	障害福祉課	地域生活支援担当	0952-25-7064
長崎県	障害福祉課	地域福祉班	095-895-2453
熊本県	障がい者支援課	社会参加支援班	096-333-2235
大分県	障害福祉課	身体障害福祉班	097-506-2725
宮崎県	障害福祉課	地域生活支援担当	0985-32-4468
鹿児島県	障害福祉課	地域生活支援係	099-286-2746(内線2746)
沖縄県	障害保健福祉課	地域生活支援班	098-866-2190
政令指定都市	担当課名	担当係名	電話
札幌市	障がい福祉課	事業管理係	011-211-2936
仙台市	障害企画課	企画係	022-214-8163
さいたま市	障害福祉課	地域生活支援係	048-829-1308
千葉市	障害者自立支援課	福祉係	043-245-5173

横浜市	障害福祉課	生活支援係	045(671)3931
川崎市	障害福祉課	身体障害者福祉係	044-200-2653
相模原市	障害政策課		042-707-7055
新潟市	障がい福祉課	在宅福祉係	025-226-1239
静岡市	障害者福祉課		054-221-1197
浜松市	障害保健福祉課	社会参加グループ	053-457-2864
名古屋市	障害企画課	更生係	052-972-2587
京都市	障害保健福祉課	社会参加推進担当	075-222-4161
大阪市	障がい福祉課		06-6208-7939
堺市	障害施策推進課	社会参加係	072-228-7818
神戸市	障害福祉課	計画係	078-322-6579
岡山市	障害福祉課	福祉係	086-803-1236
広島市	障害福祉課		082-504-2147
北九州市	障害福祉課	在宅支援係	093-582-2424
福岡市	障がい者在宅支援課	施策企画係	092-711-4248
熊本市	障がい保健福祉課		096-328-2519
中核市	担当課名	担当係名	電話
旭川市	障害福祉課		(0166)25-6476
函館市	障がい保健福祉課		0138-21-3263
青森市	障害者支援課	相談チーム	017-734-5319
盛岡市	障がい福祉課	相談認定係	019-651-4111
秋田市	障がい福祉課	医療給付担当	018-866-2093
郡山市	障がい福祉課	障がい福祉係	024-924-2381
いわき市	障がい福祉課	事業係	0246-22-7485
宇都宮市	障がい福祉課	福祉サービスグループ	028-632-2361
前橋市	障害福祉課	福祉サービス係	027-220-5712
高崎市	障害福祉課	障害福祉担当	027-321-1245
川越市	障害者福祉課	福祉サービス担当	049-224-8811
船橋市	障害福祉課	相談支援係	047-436-2345
柏市	障害福祉課	相談支援担当	04-7167-1136
横須賀市	障害福祉課		046-822-8248
富山市	障害福祉課	障害福祉係	076-443-2056
金沢市	障害福祉課	企画庶務グループ	076-220-2289
長野市	障害福祉課	企画管理担当	026-224-5030
岐阜市	障がい福祉課	相談・指導係	058-265-4141
豊橋市	障害福祉課		0532-51-2345
岡崎市	障がい福祉課		0564-23-6867
豊田市	障がい福祉課	給付担当	0565-34-6751
大津市	障害福祉課	管理係	077-528-2745
高槻市	障がい福祉課		072-674-7164
枚方市	障害福祉室		072-841-1457
東大阪市	障害者支援室		06-4309-3183
豊中市	障害福祉課		06-6858-2765
姫路市	障害福祉課	給付支援担当	079-221-2305
尼崎市	障害福祉課		06-6489-6352
西宮市	生活支援課		0798-35-3157
奈良市	障がい福祉課	生活支援係	0742-34-4593
和歌山市	障害福祉課	管理班	073-435-1060
倉敷市	障がい福祉課		086-426-3305
福山市	障がい福祉課	企画管理担当	084-928-1062
下関市	障害者支援課	給付係	083-231-1917
高松市	障がい福祉課	生活支援係	087-839-2333
松山市	障がい福祉課	自立支援担当	089-948-6353
高知市	障がい福祉課	生活支援係	088-823-9378
久留米市	障害者福祉課		0942-30-9035
長崎市	障害福祉課	総務企画係	095-829-1141
大分市	障害福祉課		097-537-5786
宮崎市	障がい福祉課	生活支援係	0985-21-1772
鹿児島市	障害福祉課	障害福祉係	099-216-1273
那覇市	障がい福祉課	企画・庶務グループ	098-862-3275